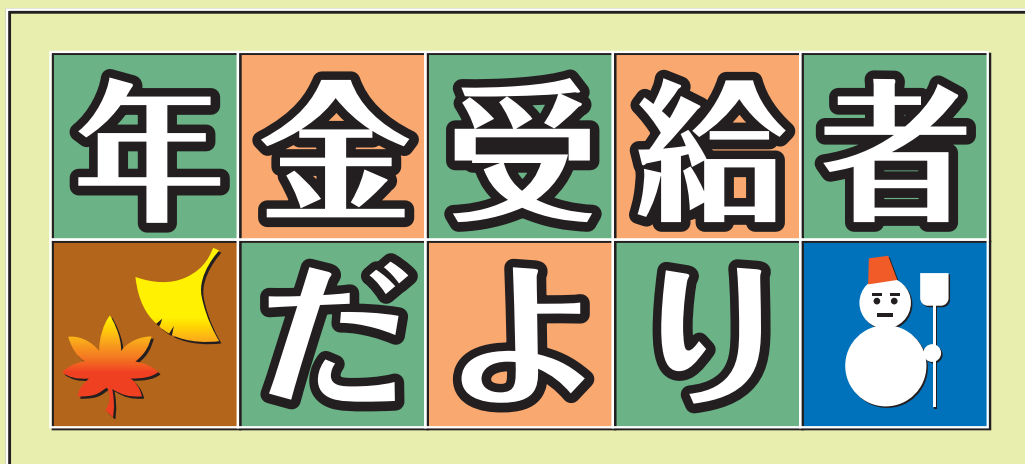




主な掲載内容

- 平成25年分源泉徴収票は後日送付します..... 2
- 10月からの年金額改定について..... 3
- こんなときはご連絡ください..... 4・5
- 各種届出書や年金関係書類が必要な皆様へ
〈年金関係書類の請求書〉をご利用ください..... 8
- 65歳になると年金の手続きが必要です..... 年金カレンダー裏面





「年金支払通知書」、 「年金改定証書」、 「年金改定計算書」を 送付しております

平成25年分源泉徴収票は後日送付します

例年、12月に年金支払通知書と一緒に「平成25年分公的年金等の源泉徴収票」及び「平成26年分扶養親族等申告書の申告内容確認書」を送付していましたが、本年は年金支払通知書とは別に12月中旬頃に送付いたします。

また、障害(共済)年金、遺族(共済)年金は、非課税のため源泉徴収票を発行しておりません。参考として、平成25年分支給総額を年金支払通知書のご案内の欄に表示しております。



1 「年金支払通知書」について

今回お送りした支払通知書には平成25年12月支給期、平成26年2月支給期および4月支給期の三支給期分を表示しています。

なお、平成26年2月支給期以降に年金額の改定や停止額の変更等により差引支払額の変更が見込まれる場合は、平成26年2月支給期および4月支給期の欄または4月支給期の欄を「***」で表示しています。この場合、平成26年2月支給期または4月支給期に改めて年金支払通知書(ハガキ)をお送りします。



■ 支払通知書の見方について(例)

支給額(A)欄の「**一時金返還額**」は、過去に退職一時金の支給を受けられ、その退職一時金の額及び利子に相当する額を年金から控除して返還している場合に表示しています。

控除額(B)欄の「**所得税**」は、ご提出いただいた扶養親族等申告書に基づき、算定した所得税額を表示しています。

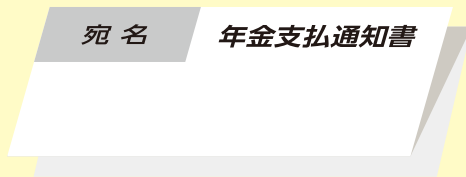
なお、平成25年12月支給期の所得税よりも平成26年2月支給期以降の所得税が大きく増額している場合は、「平成26年分扶養親族等申告書」が提出されていない可能性があります。

振込日	支給額(A)			控除額(B)			遡及差額等(C)		差引支払額 (A-B)+C
	支給額	追給・戻入	一時金返還額	所得税 個人住民税	介護保険料 後期高齢医療	その他保険料 その他控除額	遡及差額 ・還付税		
H25.12.13	262,500			1,148 4,100	10,400 16,500	50,060			180,292
H26.2.14	262,500			1,148 4,100	10,400 16,500				230,352
H26.4.15	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****

控除額(B)欄の「**介護保険料**」、「**後期高齢医療**」(又は「**国民健康保険**」)および「**個人住民税**」は、市区町村からの徴収依頼により年金から控除された額を記載しております。そのため、これらの保険料についてご不明な点は、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

控除額(B)欄の「**その他保険料**」は、年金友の会の保険に申し込まれた場合、その保険料が表示されます。

送付の都合上、次の①から③を
折りたたんでお送りしています。
必ず広げてご確認ください。



開く

- ① 年金支払通知書
- ② 年金改定証書
- ③ 年金改定計算書



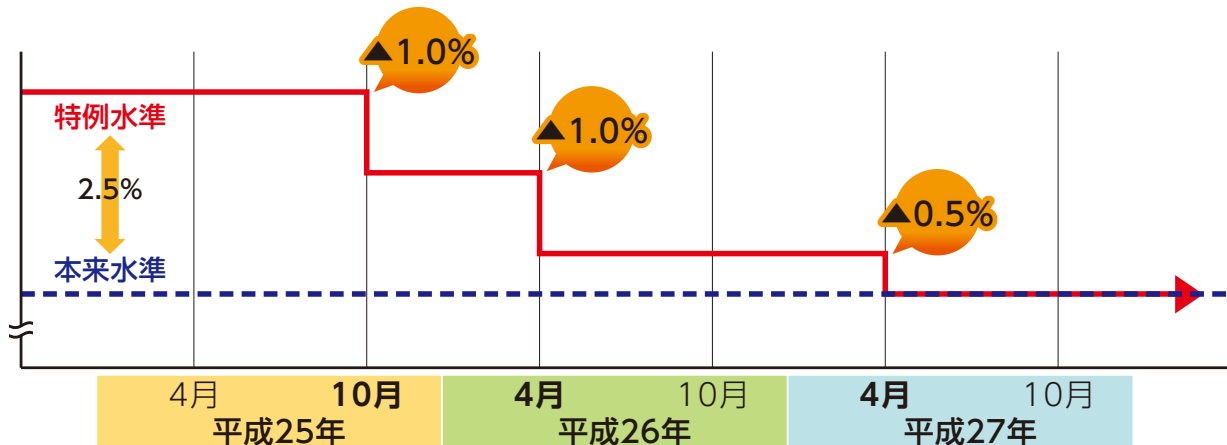
② ③ 「年金改定証書」、「年金改定計算書」について (平成25年10月からの年金額の改定)

- ◆年金額は、物価が上昇すれば増額し、物価が下落すれば減額する仕組みを基本としております(「物価スライド」といいます。)。現在の年金は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっております。
- ◆このため、平成24年の法律改正では、平成25年10月、平成26年4月及び平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも配慮して、世代間の公平を図ることとなりました。このことから、平成25年10月分としてお支払いする年金額(12月支給期の額)からは、9月の額に比べ、マイナス1.0%の改定が行われた額となっております。
- ◆この改定については、②年金改定証書の「事由」欄に「特例水準の解消」と表示しています。

■ 特例水準は、次図のとおり段階的に解消されます

仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合

平成25年10月(▲1.0%)、平成26年4月(▲1.0%)、平成27年4月(▲0.5%)



(注) 平成20年代のごく最近の組合員期間のみで退職共済年金等が決定されている方については、現時点で既に本来水準で年金額が決定されている場合があり、この場合、今回の減額の対象とはなりません。

- ◆なお、この年金額の改定に関するお問い合わせは、こちらへお願いします。

お住まいの地域	担当課	電話番号
北海道・東北地方、徳島県	年金相談室	03-3261-9850
関東・中部地方、香川県	審査第一課	03-3261-9849
関西・中国地方、愛媛県、沖縄県	審査第二課	03-3261-9843
高知県、九州地方	調整課	03-3261-9844



※電話でのお問い合わせは、月曜日～金曜日(祝日除く)午前9時～12時、午後1時～6時の間にお願いします。



こんなときにはご連絡ください!

年金を受給されている方や加給年金額の対象となっている方(配偶者など)が、次の事由に該当したときは、速やかに当組合までご連絡ください。必要な届出用紙を送付します。



この連絡が遅れますと、年金が払いすぎになり、年金を受給されている方だけでなく、ご家族の方などにさかのぼって返還していただくこともありますので、ご注意ください。

1 年金を受給されている方が お亡くなりになられたとき

審査第一課 03-3261-9849

審査第二課 03-3261-9843

2 退職(共済)年金等、障害(共済)年金を受給されている方が 以下の事由に該当したとき

- ①民間会社等に再就職し、厚生年金保険または私立学校教職員共済に加入したとき
(厚生年金保険の適用事業所または私学共済制度の特定教職員等として勤務される70歳以上の方を含みます。)
- ②国会議員や地方議会議員に就任したとき
- ③ハローワークに求職の申込みをしたとき(65歳未満の退職共済年金の方のみ)

給付課調査係 03-3261-9846

※常勤の公務員として再就職し、共済組合の組合員となったときは

審査第一課(03-3261-9849)または審査第二課(03-3261-9843)へご連絡ください。

3 遺族(共済)年金等を受給されている方が 以下の事由に該当したとき

- ①婚姻したとき
- ②遺族である子が他の方の養子となったとき
- ③亡くなられた組合員であった方の養子であった遺族の方が、養子縁組の解消をしたとき
- ④現在受給している年金以外の年金(国民年金の老齢基礎年金を除きます。)を受給することとなったとき
- ⑤亡くなられた組合員であった方の子または孫である遺族の方が、障害の状態でなくなったとき

審査第一課 03-3261-9849

審査第二課 03-3261-9843

4 1級・2級の障害共済年金を受給されている方が

婚姻したとき	審査第一課	03-3261-9849
	審査第二課	03-3261-9843
または 子が生まれたとき	調整課基礎年金係	03-3261-9844

障害共済年金の受給権が発生した以後に婚姻したり、子が生まれ、一定の条件を満たしているときは、障害共済年金もしくは障害基礎年金に加給年金額が加算されることになります。

5 加給年金額の対象となっている方(配偶者など)が **以下の事由に該当したとき**

- ①お亡くなりになられたとき
※対象となっている方が福島県東白川郡矢祭町にお住まいの方、外国に居住している方、外国籍の方のみご連絡ください。
- ②離婚したとき
- ③年金受給者の方によって生計を維持されなくなったとき
- ④公的年金制度から老齢(退職)を事由とする年金(原則として加入期間が20年以上あるもの)または障害を事由とした年金を受けられるようになったとき(年金が全額支給停止されている場合を除きます)
※老齢基礎年金の受給者となったときは、ご連絡いただく必要はありません。
- ⑤対象者となっている子が婚姻したとき、年金受給者の配偶者以外の方の養子となったとき、または離縁したとき

給付課調査係 03-3261-9846

6 年金受給者の方の

① 氏名の変更	給付課支給係 03-3261-9846
② 年金受取金融機関の変更	
③ 源泉徴収票の再交付	
④ 海外居住(1年以上)の届出	
⑤ 年金証書等の再交付	年金相談室 03-3261-9850
⑥ 年金加入期間確認通知書の発行	

ご連絡の際に、
お手もとに「年金証書記号番号」を
ご準備いただくと、お問合わせがスムーズです!



Q&A よくあるご質問



先日、住所が変更になりました。
共済年金の手続きは何か必要ですか？



平成23年10月以降に住所を変更(住居表示の変更を含みます。)したときは、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」といいます。)から住所変更情報が提供されることとなりましたので、届出は原則不要です。

この場合の登録住所の変更処理には3ヶ月程度かかりますので、郵便局で郵便物の転送手続きをお願いします。

また、電話番号を変更された場合は、当組合から電話による連絡ができなくなりますので、電話番号を変更された旨を本部給付課に電話(03-3261-9846)、ハガキ等でお知らせください。

※次のような方については、住基ネットから住所変更情報が提供されないため、引き続き届出が必要です。

- 福島県東白川郡矢祭町にお住まいの方
- 外国に居住している方
- 外国籍の方 など



厚生年金の請求にあたり、年金事務所から共済組合の「年金加入期間確認通知書」の提出を求められました。
この請求手続きについて教えてください。



公務員共済以外の他の公的年金制度にも加入し、その加入していた制度の年金を請求するときには、公務員共済に加入していた期間の証明(「年金加入期間確認通知書」)が必要となります。「年金加入期間確認通知書」が必要な方は、請求書を当組合へ提出してください。

この請求書は、当組合のホームページ(<http://www.chikyosai.or.jp/>)からダウンロードできますが、「年金受給者だより」8ページにあります「年金関係書類の請求書」をご利用いただいても結構です。

また、当組合から請求書を送付することもできますので、ご希望の方は、本部年金相談室(03-3261-9850)までご連絡ください。



私は再就職先で厚生年金保険に加入して勤務しています。
先月から再就職先での給料が減額になりました。
共済組合への届出は何か必要ですか？
また、共済年金の支給停止額はいつから変更になりますか？



標準報酬月額やボーナスの支給情報は、日本年金機構との情報交換により提供を受けているため、当組合への届出は不要です。なお、標準報酬月額とは、基本給や通勤手当などの労務の対価として支払われるもの(報酬月額)をいくつかの等級に区分した仮の報酬額で、保険料や年金額の計算の基となるものです。詳しくは日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1971>)をご覧ください。

共済年金の支給停止額は、標準報酬月額が改定された翌月分から変更となります。標準報酬月額の改定は主に2種類があり、どちらに該当するかで変更時期が異なります。

改定の種類	標準報酬月額の算定基礎	標準報酬月額の変更月	年金の支給停止額の変更時期
定時決定	4月～6月の報酬の平均額を基に算定	9月から	12月支給期(10月分)から
随時改定	著しく変動(2等級以上の差)した月以後3ヶ月の報酬の平均額を基に算定	著しく変動した月以後4ヶ月目から	標準報酬月額が改定された翌月分から

随時改定の具体例は、次のとおりです。

■ 9月までの報酬月額が26万円、10月からの報酬月額が20万円の場合。

10月から12月までの報酬の平均額に該当する標準報酬月額の等級(13等級)と、9月の等級(16等級)との差が2等級以上あるため、1月から改定されます。年金の支給停止額は2月分から変更となります。

	9月	10月	11月	12月	1月
報酬月額	26万円	20万円	20万円	20万円	20万円
4月～6月の報酬の平均額を基に定時決定		3ヶ月の平均は13等級 → 2等級以上の差			随時改定
標準報酬月額	16等級	16等級	16等級	16等級	13等級

なお、次の場合は随時改定に該当しないので、翌年の定時決定まで変更されません。

■ 9月までの報酬月額が26万円、10月からの報酬月額が24万円の場合。

10月から12月までの報酬の平均額に該当する標準報酬月額の等級(15等級)と、9月の等級(16等級)との差が1等級のため、随時改定に該当しません。

	9月	10月	11月	12月	1月
報酬月額	26万円	24万円	24万円	24万円	24万円
4月～6月の報酬の平均額を基に定時決定		3ヶ月の平均は15等級 → 1等級の差			変更なし
標準報酬月額	16等級	16等級	16等級	16等級	16等級

〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9
地方職員共済組合理事長 様

平成 年 月 日

年金関係書類の請求書

年金証書記号番号	8594								
フリガナ		印	受給者	明・大・昭・平					
受給者氏名			生年月日	年	月	日			
フリガナ		印	受給者	配偶者					
請求者氏名			との関係	その他()					
受給者住所	〒	—	電話	()					
請求者住所	〒	—	電話	()					

※ 受給者と請求者が同一のときは、請求者氏名欄および請求者住所欄の記入・押印は不要です。
また、受給者と請求者の住所が同一のときは、請求者住所欄には「同上」と記載してください。

1 年金関係書類(交付・再交付) (必要な書類に○を付してください。)

① 年金証書	② 年金改定証書(平成 年 月分)
③ 源泉徴収票(平成 年分)	④ 年金支給額証明書(平成 年分)
⑤ 年金支払通知書(平成 年 月分)	⑥ 年金加入期間確認通知書(通)

2 各種届出書(関係書類を送付いたします。)

① 受給者の死亡(平成 年 月 日死亡)
② 遺族共済年金または遺族年金等関係 ㊦ 婚姻した ㊧ 養子縁組した ㊨ 親族関係が離縁で終了した ㊩ 国民年金法の遺族基礎年金を受けることとなった、または、受けることができなくなった
③ 口座変更等 ㊦ 年金受取口座の変更 ㊧ 氏名変更
④ 再就職または再退職関係(遺族年金及び遺族共済年金の受給者を除きます。) ㊦ 厚生年金・私学共済の被保険者となった、国会議員や地方議会議員に就任した ㊧ 上記㊦でなくなった ㊨ 公務員として再就職し、共済組合の組合員となった
⑤ 雇用保険関係(65歳までの退職共済年金に限ります。) ㊦ 雇用保険法による基本手当受給のために求職の申込みをした ㊧ 雇用保険法による基本手当等の受給が終了した
⑥ 加給年金額関係(対象者である配偶者または子に限ります。) (昭和61年3月以前の退職年金等には加給年金制度はありませんので、届出は不要です。) ㊦ 離婚した ㊧ 子が婚姻(養子縁組)した ㊨ 養子を離縁した ㊩ 受給者との生計維持関係がなくなった(恒常的に年収850万円以上となった) ㊪ 配偶者が自己の年金を受けるようになった、または、全額停止された(国民年金の老齢基礎年金を除きます。) *上記㊪の場合は、事実がわかる配偶者の年金証書等の写しを添付してください。
⑦ 1級または2級の障害共済年金関係 ㊦ 婚姻した ㊧ 子が生まれた ㊨ 18歳未満の子と養子縁組した

※ 1及び2の④、⑤、⑥に係る各種届出書は、当組合のホームページ(<http://www.chikyosai.or.jp/>)からダウンロードできます。

各種届出書等の請求をされる場合には、この請求書をご利用ください。

(キリトリ線)